

工 事 番 号							
設計年度	令和 7 年度	公共下水道台帳作成業務委託		仕様書			
施工月日	令和 年 月 日	公共下水道事業					
施工方法	請 負	三原市全域		仕 様 書			
工事期間							
工 事 概 要				起 工 理 由			
污水管登録業務（竣工図有） 雨水管登録業務（竣工図有） 取付管及び公共ます登録 マンホール蓋交換データ更新 システムセットアップ 下水道台帳図製本 現地調査用タブレット端末調整 スtockマネジメント情報データ取込 その他作業 調査情報追加		L=2.09km L=0.15km N=66箇所 N=14箇所 一式 8冊 一式 一式 一式 一式					

# 一般仕様書

## 第1章 総 則

### (適用の範囲)

**第1条** この一般仕様書は、三原市が発注する公共下水道台帳作成業務委託（以下「本業務」という）に適用する。

### (一般仕様書の適用)

**第2条** 本業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い、施行しなければならない。

### (費用の負担)

**第3条** 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

### (法令等の遵守)

**第4条** 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### (中立性の堅持)

**第5条** 受託者は常にコンサルタントとして中立性を堅持するよう努めなければならない。

### (秘密の保持)

**第6条** 受託者は本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### (提出書類)

**第7条** 受託者は本業務の契約及び納品にあたって、発注者の契約約款に定めるものを提出しなければならない。

### (主任技術者届及び技術者)

**第8条** 受託者は主任技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

主任技術者は、本業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

受託者は、本業務の適正な進捗をはかるため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

受託者は照査員を配置し、本業務の内容を常に照査しなければならない。

### (審査)

**第9条** 受託者は、本業務納品時に発注者の審査を受けなければならない。

下水道台帳管理システムへのデータセットアップ時において、明らかに受託者の責めに伴う瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該システムの修正を行わなければならない。

(引渡し)

**第10条** 本業務の審査に合格後、特記仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって納品とする。

(関係官公庁等との協議)

**第11条** 受託者は、関係官公庁との協議を必要とするとき又は協議受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

(参考資料の貸与)

**第12条** 発注者は、本業務に必要な関係資料を所定の手続きによって貸与する。

(疑義の解釈)

**第13条** 本仕様書及び特記仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または本仕様書及び特記仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者の協議のうえ、これを定める。

(打合せ)

**第14条** 本業務にあたって、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

着手時及び調査の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

(入力上の疑義)

**第15条** 入力上疑義が生じた場合は、係員と協議のうえ、これらの解決に当たらねばならない。

## 公共下水道台帳作成業務 特記仕様書

(業務目的)

**第1条** 本仕様書は、三原市が管理する公共下水道施設を机上調査及び現地調査を実施して下水道台帳を作成することにより、台帳図・調書を効率的に管理し、日常業務・窓口サービスの向上を図り、適正な維持管理に寄与することを目的とする。尚、下水道台帳管理システム)については、機能改良及びデータの更新を行うものとする。

(業務概要)

**第2条** 業務概要は、以下のとおりとする。

作業項目	条件	単位	数量
汚水管登録作業	竣工図有り、現地作業有り	k m	2.09
雨水管登録作業	竣工図有り、現地作業有り	k m	0.15
取付管及び公共柵登録業務	宅地立入有り	箇所	66
マンホール蓋交換データ更新		箇所	14
システムセットアップ		式	1
公共下水道台帳図製本作成		式	1
現地調査用タブレット調整	タブレット	式	1
ストックマネジメント調査データ取込		式	1
その他作業		式	1
和木処理区侵入水調査業務の調査情報追加		式	1

(準拠法令等)

**第3条** 本業務は、本特記仕様書による他、以下の法令・規程に準拠し実施するものとする。

- (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (2) 国土交通省制定「公共測量作業規程」
- (3) 下水道維持管理指針
- (4) 下水道法及び同施行規則
- (5) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）導入の手引き（日本下水道協会）
- (6) 下水の処理開始の公示事項に関する省令（昭和 42 年建設省・厚生省省令第 1 号）
- (7) 下水道台帳の調製について（昭和 53 年建設省都下企発第 73 号）
- (8) その他の関係法令

(疑義の協議)

**第4条** 受託者（以下「乙」という。）は、本業務の実施にあたり、本特記仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合、又は見解を異にする事項がある場合は、三原市（以下「甲」という。）と協議し、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持義務)

**第5条** 乙は甲の貸与する図面・資料等及び業務によって知り得た一切の事項を他に漏らし  
てはならない。

- (1) 乙は秘密保持の為、I SMS (情報セキュリティーマネジメントシステム) 及び  
プライバシーマーク制度を契約担当部署及び作業担当部署において取得し、契約後  
10日以内に甲に対して、認証取得を証する書類の写しを提出するものとする。

(打合せ協議)

**第6条** 本業務の打合せ協議は、以下のとおりとする。

- (1) 乙は、本業務の実施にあたり事前に甲と打合せを行い、円滑に業務を遂行するも  
のとする。
- (2) 乙は、打合せ事項その他について、後日確認ができるように確認事項、立会人、  
内容等の明細を記載した打合せ簿を作成するものとする。

(業務実施計画書)

**第7条** 本業務の業務実施計画書は、以下のとおりとする。

- (1) 乙は、契約締結後、速やかに甲と打合せ協議を行い、作業計画をたて業務計画書  
(細部計画及び組織表を含む)並びに実施工程表を作成し、甲の承認を受けるものと  
する。
- (2) 組織表には、各作業の分担責任者及び担当者を定め経歴書及び取得免許を明記す  
るものとする。

(土地の立ち入り)

**第8条** 土地の立ち入りは、以下のとおりとする。

- (1) 乙は、他人の占有する土地に立ち入って測量又は、調査する必要がある場合は、  
三原市長が発行した作業員証を携帯し、関係人の請求があった時はこれを提示する。
- (2) 乙は、他人の占有する土地に立ち入る場合はあらかじめ当該土地の占有者に迷惑  
をおよぼさないよう十分注意しなければならない。尚、問題が生じた場合は速やか  
に甲へ報告するものとする。

(土地の使用等)

**第9条** 乙は、工作物等を一時使用する時は所有者の承諾を得て行わなければならない。

(官公署への手続き等)

**第10条** 作業実施のための必要な関係官公署に対する諸手続きは、監督員と打ち合わせのう  
え、受託者に於いて迅速に処理するものとする。

(補償)

**第11条** 本業務遂行のための伐採、その他の補償の対称となるものについては、事前に甲の  
指示を受けて処理するものとする。

(損害賠償)

**第12条** 本業務施行に当っては、障害その他事項発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を守り、円滑にこれを行わなければならない。事故障害等の生じた場合の補償に要する費用は乙の負担とする。

(資料管理・情報保護)

**第13条** 本業務において、甲より貸与される資料及びデータについて、乙は、その重要性を認識し良識ある判断に基づき資料、データの破損、紛失、盗難等の事故が無いように取り扱うものとする。また情報の保護及び品質管理の観点から以下の資格を取得していなければならないものとし、受託者はその認証を証明する登録証の写しを提出するものとする。

(目的外使用禁止)

**第14条** 乙は、本業務を処理する為に収集、作成した個人情報や引き渡された資料等を業務遂行目的以外に使用、又は第三者に提供してはならないものとする。

(複写・複製の禁止)

**第15条** 乙は、本業務を処理する為甲から引き渡された資料等を甲の承認無く複写又は、複製してはならないものとする。

(返還義務)

**第16条** 本業務に於ける貸与資料は下記のとおりとし、乙は、本業務を処理する為に、引き渡された資料等を業務完了後、速やかに甲に返還しなければならないものとする。

- (1) 下水道台帳資料
- (2) 下水道平面図原図及び数値地形データ
- (3) 工事竣工図
- (4) 下水道事業計画図
- (5) 令和6年度ストックマネジメント計画管路調査業務委託成果品
- (6) その他必要と認められる資料

(成果品の瑕疵)

**第17条** 納品後、成果品の瑕疵が発見された場合、甲の指示に従い必要な処理を乙の負担にて行うものとする

## 第2章 汚水・雨水管登録作業（竣工図有）

（資料収集整理）

**第18条** 資料収集整理は、甲が所有している下水道管渠及び公共柵竣工図等の資料について収集し整理を行うものとする。

（マンホール調査）

**第19条** マンホール調査は、調査箇所毎に下記の手法のうちいずれかを選択しマンホールの位置を測定するものとする。

- （1）SSP(SmartSOKURYO POLE)測量にてマンホール中心座標を取得する。
- （2）明確な地物（道路縁、構造物、電柱等）からマンホールの中心までの距離をオフセット測量により取得する。
- （3）受託者で調達する三次元点群データ及び沿道映像データを用いてマンホール中心を図化手法にて取得する。なお、利用するデータは、MMS（MobileMappingSystem）NETIS:KK-090011-Aの計測機器を用いた成果とし、解析後予測誤差の許容値が0.25m以下であることとする。

（データ入力原稿図作成）

**第20条** 収集整理を行った、下水道台帳平面図等より、後続作業で利用する為の基図の作成を行うものとする。また編集時に疑義が生じた場合は甲と協議し、甲の指示に従うものとする。

（下水道施設データ入力）

**第21条** 下水道施設データ入力は、前条にて作成した入力原稿図を基に、管渠図形及びマンホール・柵位置について、座標観測機（GISソフト）を用いて、施設図形データの作成を行うものとする。尚、作成する施設図形データは、汚水と雨水のレイヤ区分分けを行い、既導入済下水道台帳管理システム上での運用を行う為、PasCAL・GeoDataBase形式にて作成を行うものとする。

（下水道属性データ入力 汚水）

**第22条** 下水道属性データ入力（汚水）は、各施設の属性項目について入力票に記入し、属性データの入力を行うものとする。属性項目については原則として以下の項目とし、その他必要な項目については甲と協議を行い決定するものとする。尚、下記の項目については、単位・表示に合わせるものとする。

- （1）管渠・取付管・・・番号、管種、口径、延長、管低高、敷設年度、勾配数値、  
処理区、処理分区
- （2）マンホール・・・種別、寸法、地盤高
- （3）柵・・・番号、種類、取付距離、上流からの距離、柵深さ

種類	単位	表示
データ区分	—	汚水区分
処理区、処理分区名	—	処理区、処理分区名称
地盤高	m	小数点以下3位
管底高	m	小数点以下3位
管径	mm	呼び径
勾配	‰	小数点以下2位
延長	m	小数点以下2位
管渠材質	—	記号
人孔位置の支距	m	小数点以下2位
柵の位置	m	小数点以下2位
柵の形状	—	呼び径、形状記号併用
柵の深さ	m	小数点以下2位

(下水道属性データ入力 雨水)

**第23条** 下水道属性データ入力(雨水)は、各施設の属性項目について入力票に記入し、属性データの入力を行うものとする。属性項目については原則として以下の項目とし、その他必要な項目については甲と協議を行い決定するものとする。尚、下記の項目については、単位・表示に合わせるものとする。

- (1) 管渠・取付管 …… 番号、管種、口径、延長、管底高、敷設年度、勾配数値、排水区、排水分区名、放流先
- (2) マンホール …… 種別、寸法、地盤高
- (3) 柵 …… 番号、種類

種類	単位	表示
データ区分	—	雨水区分
排水区、排水分区名	—	排水区、排水分区名称
地盤高	m	小数点以下3位
管底高	m	小数点以下3位
管径	mm	呼び径
勾配	‰	小数点以下2位
延長	m	小数点以下2位
管渠材質	—	記号
放流先	—	放流先名称

(データ処理)

**第24条** データ処理は、電算処理により更新を含んだ全データについて、施設図形データと下水道属性データ(汚水・雨水)との関連付け処理を行うものとする。なお、関連付け

については、下水道管理システムで利用可能とするコード化を行い、下水道データベースの作成を行うものとする。

又、合わせて、データチェックを次のとおり実施するものとする。

- (1) 入力した施設図形及び属性データについて出力を行い、入力原稿図とのチェックを行い、誤り等有る場合は修正を行うものとする。
- (2) データ処理されたデータは、第3章で作成するデータと合わせて、下水道台帳管理システムにインストールするものとする。

### 第3章 マンホール蓋交換データ更新

(資料収集整理)

**第25条** 資料収集整理は、甲が所有している工事資料等を収集し整理を行うものとする。

(マンホール蓋入力原稿図作成)

**第26条** 工事資料より、入力原稿図にマンホールに属性の記入を行い、マンホール蓋入力原稿図の作成を行うものとする。

- (1) 各属性は、管渠・マンホール等の施設と重ならないように表示するものとする。
- (2) 本原稿図は、成果品とのチェックに利用するため、成果品と同レベルにて作成するものとする。

(マンホール蓋交換データ更新)

**第27条** マンホール蓋交換データ更新は、マンホール蓋入力原稿図を基に、工事番号及び工事名称等の属性データを入力するものとする。

### 第4章 システムセットアップ

(下水道台帳管理システム(PasCAL 下水道)へのセットアップ)

**第28条** データ処理後のデータを「下水道台帳管理システム (PasCAL 下水道)」にセットアップを行うものとする。セットアップ時には、既に登録されているデータと同一の定義にあわせることはもちろん、表現方法など不一致が発生しないように留意して実施するものとする。

なお、セットアップ時は、予めバックアップデータを基に動作確認を実証するとともに、甲の立会いのもと、正常にセットアップされたか検証をうけるものとする。又、システムの特徴や機能、データ格納場所を熟知した技術者が行うものとし、システムの稼働が停止しないものとする。

(データ処理)

**第29条** 「下水道台帳管理システム (PasCAL 下水道)」にセットアップしたデータを、「庁内統合型 GIS」および「デジタルマップみはら」へ搭載できるようデータの集約化処理を行うものとする。

汚水	公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水
雨水	公共下水道、漁業集落排水

また、「庁内統合型 GIS」および「デジタルマップみはら」へ搭載するレイヤは、以下のとおりとする。

汚水	管渠、人孔、取付管、柵、その他点、管渠注記、管渠引出線、人孔注記、柵注記
雨水	管渠、人孔、取付管、柵、その他点、管渠注記、管渠引出線、人孔注記、柵注記

(庁内統合型 GIS システムセットアップ)

**第30条** 庁内統合型 GIS に新規レイヤを作成し、第 41 条で作成したレイヤの搭載を行うものとする。

(デジタルマップみはらセットアップ)

**第31条** デジタルマップみはらに、下水道台帳マップ(1 マップ)を設定し、庁内統合型 GIS にセットアップしたデータと同様のデータを搭載するものとする。なお、下水道レイヤが保有する属性情報は表示せず、印刷機能における用紙テンプレートは A4 縦の 1 パターンとする。

(動作検証)

**第32条** 前条までにシステムに搭載したデータについて、各種システムで正常に稼働するかについて、動作検証を行うものとする。

(現地調査用タブレット端末システム設定変更)

**第33条** タブレット端末システム設定変更では、現在運用中のタブレット端末にて、公共下水道(汚水・雨水)・特定環境保全公共下水道(汚水)・農業集落排水施設(汚水)・漁業集落排水施設(汚水・雨水)のデータを表示できるように設定変更するものとする。また、設定変更の際は、雨水データと汚水データのレイヤ分けを実施するものとする。

(現地調査用タブレット端末調整)

**第34条** 現地調査用タブレット端末調整は、更新されたデータをタブレット端末にセットアップし、データの更新を行うものとする。

## 第5章 スtockマネジメントデータ取込

(Stockマネジメント調査データ取込)

**第35条** 下記の令和6年度Stockマネジメント計画管路調査業務委託にて行った対象の既設の管渠と人孔の緊急度・健全度判定結果を既導入済下水道台帳管理システムの別レイヤとして取込、データ管理を行えるよう整備する。

(1) GISデータ(Shape形式)及びPDFファイル(カメラ調査・管口カメラ調査結果など)を搭載用データとして整理し、システムへ搭載する。

(PDFファイルは個別に分けて提供するものとする)

(2) 下水道台帳データとは別レイヤにて取込み、データ検証の上システム設定を行う。

令和6年度Stockマネジメント計画管路調査業務成果	
(汚水)	
・管口カメラ点検工	N = 2116箇所

## 第6章 その他作業

(上下水一体の耐震化調書情報登録)

**第36条** 地震対策に係る基礎情報を整理するために、上下水道一体の耐震化調書の作成のうち、下水道管路施設に関わる各種情報の電子化を行うものとする。

なお、電子化を行う際は、発注者が所有する図面データを参照するものとする。

(1) 市内の各重要施設から、流域下水道投入点もしくは処理場直前までの管渠ルートデータを登録する。

(2) 前項で作成された管渠ルートのうち、耐震性能が確保されているか否かをデータ登録する。

(汚水幹線情報の更新)

**第37条** 汚水幹線情報の更新では、平成30年度下水道法事業計画変更に伴う汚水幹線情報の更新を行うものとする。情報更新の際は、令和6年度時点の管路情報と平成30年度下水道法事業計画図との比較検討を行うものとする。

(和木処理区侵入水調査業務の調査情報追加)

**第38条** 平成28年度～平成29年度に実施された和木処理区内の侵入水調査業務委託にて行った対象の既設の管渠と人孔の緊急度・健全度判定結果を既導入済下水道台帳管理システムの別レイヤとして取込、データ管理を行えるよう整備する。

(1) GISデータ(Shape形式)及びPDFファイル(カメラ調査・管口カメラ調査結果など)を搭載用データとして整理し、システムへ搭載する。

(PDF ファイルは個別に分けて提供するものとする)

(2) 下水道台帳データとは別レイヤにて取込み、データ検証の上システム設定を行う。

侵入水調査業務委託 (28-1 工区) 業務成果	
(汚水)	
・本管カメラ点検工	N=2503.40m
・取付管カメラ調査工	N= 14 箇所
・人孔目視調査工	N=161 箇所
・管口カメラ点検工	N= 0 箇所

侵入水調査業務委託 (29-1 工区) 業務成果	
(汚水)	
・本管カメラ点検工	N= 0m
・取付管カメラ調査工	N= 0 箇所
・人孔目視調査工	N= 33 箇所
・管口カメラ点検工	N=591 箇所

(雨水出水浸水想定区域レイヤのデジタルマップみはらセットアップ)

**第39条** 令和6年度に作成された雨水出水想定区域図について、GIS データを本市で運用されているデジタルマップみはらに搭載するものとする。なお、搭載レイヤは1レイヤとし、新規コンテンツとして設定するものとする。また搭載レイヤの凡例設定は発注者が指定とするものとし、印刷機能における用紙テンプレートはA4縦の1パターンとする。

## 第7章 成果品その他

(成果品)

**第40条** 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- |   |    |
|---|----|
| (1) 下水道台帳縮小版製本 (カラー出力図 S=1/1、000、汚水)              | 4冊 |
| (2) 下水道台帳縮小版製本 (カラー出力図 S=1/1、000、雨水)              | 4冊 |
| (3) 下水道台帳調書出力<br>(総括調書、下水道区間調書、管渠延長調書、マンホール及び柵調書) | 1式 |
| (4) 施設データファイル (PasCAL GeoDataBase 形式)             | 1式 |
| (5) 下水道台帳図 PDF 図面データ                              | 1式 |
| (6) 業務報告書   | 1部 |
| (7) その他監督員の指示するもの                                 | 1部 |

(検査)

**第41条** 本業務は、図面及び調書等の成果品を提出し、内容等の検査に合格したときに完了と認める。成果の納入後、乙の責に帰すべき事由による修正箇所が発見された場合には、その者の責により速やかに修正すること。

(成果品の帰属)

**第42条** 成果品の帰属はすべて発注者側とするものとし、乙が成果品を許可なくこれを使用し、流用してはならないものとする。

(その他)

**第43条** 成果品のうち、甲の指示する資料は、返還要求のあるまで良好な管理のもとに無償で保管しなければならない。また、甲が必要とする時はただちに成果品の提出を行うものとする。

## 工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
公共下水道台帳作成業務					
公共下水道台帳作成業務		式		1	レベル1
公共下水道台帳作成		式		1	レベル2
公共下水道台帳作成		式		1	レベル3
汚水管路登録業務(竣工図面資料有)		式		1	レベル4
雨水管路登録業務(竣工図面資料有)		式		1	レベル4
取付管及び公共ます登録業務		式		1	レベル4
マンホール蓋交換データ更新		式		1	レベル4
システムセットアップ		式		1	レベル4
下水道台帳図製本作成		式		1	レベル4
現地調査用タブレット端末調整		式		1	レベル4
ストックマネジメント情報データ取込		式		1	レベル4
その他作業		式		1	レベル4
和木処理区侵入水調査業務の調査情報		式		1	レベル4
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					
**直接測量費**					
諸経費					



# 総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日  諸経費体系	0 59 三原市 00-07.07.01(0)  2 委託		≪凡例≫ Co …コンクリート      As …アスファルト DT …ダンプトラック      BH …バックホウ CC …クローラクレーン      TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代	
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

# 公共下水道台帳作成業務 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
公共下水道台帳作成業務					X1000
公共下水道台帳作成業務					Y2A01 レベル1
	1	式			
公共下水道台帳作成					Y2A0102 レベル2
	1	式			
公共下水道台帳作成					Y2A010201 レベル3
	1	式			
污水管路登録業務（竣工図面資料有）					Y2A01020101 レベル4
	1	式			
竣工図等収集整理					V0004 00
	2.09	km			単第0 -0001 表
現地調査 竣工図有り					V0005 00
	2.09	km			単第0 -0002 表
データ入力原稿図作成					V0006 00
	2.09	km			単第0 -0003 表
下水道施設データ入力					V0007 00
	2.09	km			単第0 -0004 表

# 公共下水道台帳作成業務 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
下水道疏泄データ処理	2.09	km			V0008 00 単第0 -0005 表
下水道台帳調書作成	2.09	km			V0009 00 単第0 -0006 表
雨水管路登録業務（竣工図面資料有）	1	式			Y2A01020101レベル4
竣工図等収集整理	0.15	km			V00040 00 単第0 -0007 表
現地調査 竣工図有り	0.15	km			V00041 00 単第0 -0008 表
データ入力原稿図作成	0.15	km			V00042 00 単第0 -0009 表
下水道施設データ入力	0.15	km			V00043 00 単第0 -0010 表
下水道疏泄データ処理	0.15	km			V00044 00 単第0 -0011 表
下水道台帳調書作成	0.15	km			V00045 00 単第0 -0012 表

# 公共下水道台帳作成業務 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
取付管及び公共ます登録業務	1	式			Y2A01020101レベル4
竣工図等収集整理	66	箇所			V00010 00 単第0 -0013 表
現地調査用資料作成	66	箇所			V00011 00 単第0 -0014 表
現地確認調査	66	箇所			V00012 00 単第0 -0015 表
データ入力原稿図作成	66	箇所			V00013 00 単第0 -0016 表
取付管及び公共ますデータ入力	66	箇所			V00014 00 単第0 -0017 表
取付管及び公共ますデータ処理	66	箇所			V00015 00 単第0 -0018 表
マンホール蓋交換データ更新	1	式			Y2A01020101レベル4
竣工図等収集整理	14	箇所			V00016 00 単第0 -0019 表

# 公共下水道台帳作成業務 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
データ入力原稿図作成	14	箇所			V00017 00 単第0 -0020 表
マンホール蓋交換データ更新	14	箇所			V00018 00 単第0 -0021 表
システムセットアップ	1	式			Y2A01020101レベル4
搭載準備、打合せ	1	式			V00019 00 単第0 -0022 表
データ処理	1	式			V00020 00 単第0 -0023 表
既存システム (PasCAL) へのセットアップ	1	式			V00021 00 単第0 -0024 表
庁内統合型GISシステムセットアップ	1	式			V00022 00 単第0 -0025 表
デジタルマップみはらセットアップ	1	式			V00023 00 単第0 -0026 表
動作検証	1	式			V00024 00 単第0 -0027 表

# 公共下水道台帳作成業務 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
下水道台帳図製本作成	1	式			Y2A01020101レベル4
下水道台帳図面出力 (A2サイズ、S=1000)	674	枚			V00025 00 単第0 -0028 表
下水道台帳図製本 (汚水、S=1000)	4	冊			V00026 00 単第0 -0029 表
下水道台帳図製本 (雨水、S=1000)	4	冊			V00027 00 単第0 -0030 表
現地調査用タブレット端末調整	1	式			Y2A01020101レベル4
現地調査用タブレット端末調整	1	式			V00028 00 単第0 -0031 表
タブレット端末システム設定変更	1	式			V00029 00 単第0 -0032 表
ストックマネジメント情報データ取込	1	式			Y2A01020101レベル4
既存資料データ整理	1	式			V00030 00 単第0 -0033 表

# 公共下水道台帳作成業務 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
GISデータ及びファイリングデータ移行	1	式			V00031 00 単第0 -0034 表
データ検証	1	式			V00032 00 単第0 -0035 表
システム設定	1	式			V00033 00 単第0 -0036 表
その他作業	1	式			Y2A01020101レベル4
上下水一体の耐震化調書情報登録	1	式			V00034 00 単第0 -0037 表
汚水幹線情報の更新	1	式			V00035 00 単第0 -0038 表
雨水出水浸水想定区域のレイヤのデジタルマ	1	式			V00047 00 単第0 -0039 表
和木処理区侵入水調査業務の調査情報の追加	1	式			Y2A01020101レベル4
既存資料データ整理	1	式			V00048 00 単第0 -0040 表

# 公共下水道台帳作成業務 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
GISデータ及びファイリングデータ移行	1	式			V00049 00 単第0 -0041 表
データ検証	1	式			V00050 00 単第0 -0042 表
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					
***直接測量費***					
諸経費 計算情報…… 対象額……… 率………					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報…… 対象額……… 率………					
業務費計					

























# 施工単価表

竣工図等収集整理

V00010

単第0 -0013 表

頁0 -0021

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師補	7.0	人			
測量助手	7.0	人			
材料費	4	%			#01
*** 合計 ***	1,000	箇所			
*** 単位当たり ***	1	箇所			

1000  
備考

箇所 当り











# 施工単価表

竣工図等収集整理

V00016

単第0 -0019 表

頁0 -0027

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師補	7.0	人			
測量助手	7.0	人			
材料費	4.0	%			#01
*** 合計 ***	1,000	箇所			
*** 単位当たり ***	1	箇所			

1000 箇所 当り

# 施工単価表

データ入力原稿図作成

V00017

単第0 -0020 表

頁0 -0028

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師	1.0	人			
測量技師補	1.0	人			
測量助手	4.0	人			
材料費	4.0	%			#01
*** 合計 ***	1,000	箇所			
*** 単位当たり ***	1	箇所			

1000 箇所 当り













































令和7年度 公共下水道台帳作成業務委託 数量集計表

処理分区及び排水区	汚 水				雨 水		
	竣工図面有 (km)	取付管及び公共ます (箇所)	公共ます設置確認 (箇所)	マンホール蓋交換 (箇所)	竣工図面有 (km)	マンホール蓋交換 (箇所)	
【汚水】							
三原東処理分区	0.58	15					
港町処理分区	0.09						
船屋処理分区							
三原西処理分区	0.91	22					
円一第1処理分区							
円一第2処理分区							
和田処理分区	0.01	2					
江南処理分区							
宗郷処理分区							
明神処理分区							
沼田東第3処理分区							
本郷第1処理分区							
本郷第3処理分区	0.06	2					
本郷第4処理分区	0.10	2					
下北方処理分区							
東本通川第2排水区	0.29						
空港第3処理分区							
漁業集落							
本郷第2処理分区							
その他	0.07	23					
【雨水】							
城町第1排水区							
城町第2排水区							
城町第3排水区							
港町第1排水区							
港町第2排水区							
松江沖川排水区							
宮沖排水区					0.05		
皆実第1排水区							
小原排水区							
東本通川第1排水区							
東本通川第2排水区					0.10		
和田排水区							
漁業集落				14			
合計	2.09	66	0	14	0.15	0	